

事 務 連 絡
令和6年10月23日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

「タイムラインによる公費解体のポイント」について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

この度、環境省において、令和6年能登半島地震の経験を踏まえて、発災初期から制度運用までのタイムラインに応じたマニュアル「タイムラインによる公費解体のポイント」（概要・詳細）を別添のとおり作成しました。

貴都道府県におかれましては、当該マニュアル及び下記についてご確認いただくとともに、貴管内各市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、「市町村長による災害応急対応のポイント」について（通知）（令和6年10月7日付け府政防第1392号・消防災第202号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長通知）における「市町村長による災害応急対応のポイント」において災害廃棄物対応についても記載されており、必要に応じて参照していただきますようお願いいたします。

記

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために必要不可欠であり、特に災害に起因して発生した一般廃棄物については、その処理全体について統括的な処理責任を有する市町村の役割が非常に重要となります。また、都道府県においては、被災市町村から求められると想定される技術的援助への対応が必要であるとともに、被災市町村からの要請を受けて災害廃棄物処理に関する事務の一部を地方自治法に基づき受託する場合には、当該事務を自ら実施する体制を構築する必要があります。

被災地域の早期復旧・復興のため、発災後早期に、

- ・公費解体に関する相談
- ・罹災証明書の交付後速やかな申請

の受付を可能とするための仕組みや体制構築が必要となります。

このため、今般、令和6年能登半島地震の経験を踏まえて「公費解体のポイント」（概要・詳細）を作成しました。

つきましては、当該マニュアルにお目通しいただくとともに、今後の市町村における災害廃棄物処理に御活用いただくようお願いいたします。

（公費解体・撤去マニュアル第5版はこちらから）

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/pdf/r06_shinsai_info_240605_02.pdf

（自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引きはこちらから）

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/pdf/r06_shinsai_info_240826_02.pdf

（災害廃棄物対策指針はこちらから）

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>

（災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料はこちらから）

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/>

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

担当：高柳、岸、熊井、赤松

TEL：03-5521-8358（直通）

E-mail：hairi-saigai@env.go.jp